

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和3年9月28日(火) 議場
2. 出席委員 五島誠委員長 谷口隆明副委員長 赤木忠徳 林高正 横路政之 宇江田豊彦
坂本義明 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長 丸飯龍太議会事務局主事
5. 説明員 木山耕三市長 大原直樹副市長 矢吹有司副市長 牧原明人教育長 加藤孝総務部長
森岡浩生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 伊本浩之環境建設部長 片山祐子教育部
長 伊本浩之水道局長 岡本貢総務課長 中原博明財政課長 島田虎往危機管理課長
下森一克高齢者福祉課長 毛利久子市民生活課長 伊吹讓基保健医療課長 東健治企画
課長 足羽幸宏いちばんづくり課長 掛札靖彦林業振興課長 山根啓荘商工観光課長
田邊徹下水道課長 亀山慎也教育総務課長 東直美教育指導課長 田邊徹水道課長 恵
木啓介西城市民病院事務長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 2名
8. 会議に付した事件
 1. 付託議案
議案第132号 令和2年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第133号 令和2年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について
議案第134号 令和2年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第135号 令和2年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第136号 令和2年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第137号 令和2年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について
議案第138号 令和2年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第139号 令和2年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第140号 令和2年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第141号 令和2年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第142号 令和2年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第143号 令和2年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第144号 令和2年度庄原市水道事業会計決算認定について
議案第145号 令和2年度庄原市下水道事業会計決算認定について
議案第146号 令和2年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
議案第147号 令和2年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

午前10時34分 開 議

○五島誠委員長　　これより予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員 19 名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。日程に入ります前に、赤木忠徳委員から去る 9 月 13 日開催の本委員会における発言のうち、「〇〇〇」に係る部分について発言を取り消したい旨の申し出がありました。この発言取り消しの申し出を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　異議なしと認めます。よって、赤木忠徳委員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

1. 付託議案

- 議案第 132 号 令和 2 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 133 号 令和 2 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 134 号 令和 2 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 135 号 令和 2 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 136 号 令和 2 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 137 号 令和 2 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
- 議案第 138 号 令和 2 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 139 号 令和 2 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 140 号 令和 2 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 141 号 令和 2 年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 142 号 令和 2 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 143 号 令和 2 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 144 号 令和 2 年度庄原市水道事業会計決算認定について
- 議案第 145 号 令和 2 年度庄原市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 146 号 令和 2 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 議案第 147 号 令和 2 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○五島誠委員長　　協議事項に入ります。審査の方法についてお諮りします。全会計決算を一括審査することとし、各分科会主査から審査報告を受けた後、一括質疑に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。議案第 132 号、令和 2 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第 147 号、令和 2 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題といたします。まず、総務分科会主査から報告を求めます。なお、報告は登壇せず、自席にて着座をお願いいたします。赤木忠徳主査。

○赤木忠徳委員　　予算決算常任委員会総務分科会主査報告を行います。総務分科会では、9 月 6 日、7 日、8 日の 3 日間、説明員の出席を求め、決算書、主要施策の成果に関する報告書等の資料により、議会事務局、総務課、税務課、収納課、比和財産区、管財課、行政管理課、財政課、危機管理課、監

査委員事務局、公平委員会、選挙管理委員会事務局、会計課における令和2年度決算について、未執行のもの、不用額や流用額の大きいものを含め、審査を行いました。なお、本分科会では、持続可能な財政運営プラン、指定管理料の積算、第三セクターのあり方についての3項目を重点的に審査しました。それでは審査の状況について報告いたします。まず、議会事務局については、特筆すべき議論はありませんでした。次に、総務課です。市職員のメンタルヘルスと早期退職について質疑が集中しました。まず、職員が生き生きと働いているかどうか。職場ごとの問題をどのように把握しているのかとの質疑に対して、採用した職員はできる限り定年まで働き続けてもらいたいとの思いで人材育成基本方針等を定めている。職員の日常的な変化を把握し、早い段階でフォローできるよう管理職へのメンタルヘルス研修も充実させていきたいとの答弁がありました。また、オーバーワークになるとメンタルヘルス不調になり、早期退職にもつながるため、タイムカードや顔認証による入退室管理等の客観的な記録を導入し、勤務時間を把握すべきとの意見に対して、民間も含めタイムカードや顔認証等も進んでいる状況は把握している。しっかりと情報収集をし、今の時代に適合したものにできるよう調査研究したいとの答弁がありました。次に、老朽化が顕著な支所庁舎の改修計画について質疑があり、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、長寿命化を基本原則として、計画的な管理修繕を行っていくとの答弁がありました。その他、平和行政の推進に関連して慰霊碑の調査保存について、係争中の訴訟について等の質疑がありました。次に、税務課・収納課です。まず、スマホ収納の導入について質疑があり、令和3年4月から利用開始となっており、件数は固定資産税、軽自動車税で特に伸びているとの答弁がありました。また、差し押さえ件数がふえている要因について質疑があり、差し押さえ件数の増加は、調査を積極的に行い、調査数が増加したことによるものである。法に基づいて、生活困窮にならないよう、その範囲において差し押さえを行ったものであるとの答弁がありました。その他、新型コロナウイルス感染症の市税に対する影響についての質疑がありました。次に、比和財産区です。まず、人工林の活用について質疑があり、立地条件や木の勢い等を見ながら、伐期が100年を超える長伐期施業も含めて、活用について慎重に検討したいとの答弁がありました。また、雑木林の活用について質疑があり、ブナ林については、水源涵養の機能もあるため、手入れをしながら環境保全に努めたいとの答弁がありました。その他、収入間伐、ナラ枯れ、保安林指定についての質疑がありました。次に、管財課です。重点審査事業の指定管理料の積算では、指定管理者制度のこれまでの成果や課題等を検証し、現時点の総括を行った上で、透明性の確保に向けて定期的に指針の見直しを行うべきとの意見に対して、指定管理者とは常に協議し、問題点があれば解決している。現時点では全体を総括して見直す考えはないが、内容を点検する中で必要があれば改善していきたいとの答弁がありました。また、指定管理料の積算項目について質疑があり、指定管理施設の区分ごとに必要な積算項目を仕様書で定め、実績報告等をもとに積算しているとの答弁があり、積算項目設定の詳細についても示されました。次に、e-しょうばらネットの今後について質疑があり、平成30年度に市内全域に整備されたNTT西日本の光ケーブルの活用も含めて、地域ネットワークの再構築について検討したいとの答弁がありました。その他、廃校となった学校の管理、携帯電話不感エリアの解消等についての質疑がありました。次に、行政管理課です。重点審査事業の第三セクターのあり方では、第三セクターへの関与のあり方、出資のあり方等について、条例や規則などで根拠を定める必要があるとの意見に対して、国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針に基づき取り扱いをしており、議会に対しても経営状況の報告等をしてしながら適切に取り組んでいるため、現時点で条例や規則

を定める考えはないとの答弁がありました。また、第三セクターへの公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要であり、そのため公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要であるとの意見がありました。次に、RPA施行導入事業に関し、業務の削減率についての質疑があり、年間480時間を要する業務の約1割が削減でき、空いた時間で他の業務を行うなど、業務改善が図られたとの答弁がありました。その他、まちづくりプランナー・モニター、権限移譲、広島県電源立地地域対策交付金活用事業についての質疑がありました。次に、財政課です。重点審査事業の持続可能な財政運営プランでは、広島県で一番補助費の割合が高い。財政運営を持続可能なものにするためにも、補助金の絞り込みが必要との意見に対して、優先的に実施すべき政策を実現するために、既存の補助事業の優先順位を現在の社会情勢や時代の要請に応じたものに並べかえて最適化するという、ビルドアンドスクラップを徹底していきたいとの答弁がありました。また、転入者をふやすために、補助金の増額を検討しているのかとの質疑に対して、転入定住者の住宅取得に対する補助金については、重点的な施策という位置づけで、申請額が予算額を超えても増額補正しており、例外的な取り扱いをしているとの答弁がありました。次に、実質公債費比率の今後の見通しについて質疑があり、長期総合計画に基づいて試算すると、令和3年度が底であり、以降、道路の新設改良等の工事が再開すればふえていく見通しであるが、目標値の17%以内での運用が図れるものと考えているとの答弁がありました。その他、基金の活用等についての質疑がありました。次に、危機管理課です。新型コロナウイルス感染症対策について、PCR検査を本市でも実施できないかとの質疑に対して、検査の信頼性確保等の観点から、実施業者は広島県が選定し委託している状況であり、本市単独での業者選定は難しいが、関係課で連携をしながら、広島県の保健所へも要望していきたいとの答弁がありました。また、ハザードマップの作成状況について質疑があり、平成27年に配布し、その後、広島県の土砂災害警戒区域の再調査や浸水想定区域の調査結果を受けて、令和元年度に総領地域、令和2年度に東城、高野、比和地域のハザードマップを作成した。庄原、西城、口和地域については、令和3年度に作成する予定であるとの答弁がありました。高野町の神野瀬川については、浸水想定区域の調査対象になっていなかったため、高野地域に配布したハザードマップには記載されていない。このたびの浸水被害等を踏まえて、危機管理型水位計の移設、もしくは新たな場所への設置を広島県へ要望しており、併せて浸水想定区域の調査もお願いしたいとの説明がありました。その他、河川監視カメラ、防犯カメラ等についての質疑がありました。次に、監査委員事務局です。まず、決算審査の着眼点について質疑があり、地方自治法や地方財政法で定められている決算様式等にとつとつて、法令等に基づいた整理がなされているかを中心に審査しているとの答弁がありました。また、定期監査について、時間外勤務の実態や、時間外勤務手当の支払い状況を職場巡視などをして確認することがあるかとの質疑に対して、時間外勤務命令票等により時間外勤務手当が適正に支払われているか書面で確認するのが第一義である。時間外勤務の実態について、個人に事情聴取等を行うことは定期監査の中では行っていないとの答弁がありました。次に、公平委員会です。職員の給与、勤務条件等についての措置要求、職員に対する不利益処分の審査請求、職員の苦情相談の有無について質疑があり、令和2年度は、措置要求、不利益処分の審査請求はなかった。苦情相談が1件あり、現在も継続中であるとの答弁がありました。次に、選挙管理委員会事務局です。投票機会の確保について、移動投票所や投票所への送迎を行う考えはないかとの質疑に対して、これらの対応は、投票所の統廃合により投票機会が失われない

ように、代替的な措置として実施されているものであり、本市においても統廃合を行う場合は検討する必要がある。現在のところ、投票所を減らす考えはないが、先進事例等を研究する中で、実施可能な対応については検討していきたいとの答弁がありました。次に、会計課です。一時借入金の状況について質疑があり、令和2年度の一時借入金は、指定金融機関である庄原農協から20億円を1回借り入れしている。借入期間は8日間で、利率は0.25%、利子は10万9,589円であったとの答弁がありました。まとめとして、指定管理者制度の運営については、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度となっていますが、だからこそ、透明性と公平性、公正性を確保することが必要です。制度のこれまでの成果や課題等を検証し、現時点の総括を行った上で、定期的に指針の見直しを行うべきと考えます。また、第三セクターは、市民の皆さんにとって、公平で公正なものであるべきであり、また、第三セクターへの公的支援を行う場合であっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要です。そのため、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めることを含め、第三セクターへの関与のあり方、出資のあり方等の指針を定めるべきと考えます。以上、総務分科会の主査報告とします。

○五島誠委員長 次は、教育民生分科会主査から報告を求めます。林高正主査。

○林高正委員 予算決算常任委員会教育民生分科会の主査報告を行います。教育民生分科会は、9月6日、7日、8日の3日間、各決算書、主要施策の成果に関する報告書等の提示を受け、説明員の出席を求め、教育総務課、教育指導課、生涯学習課、保健医療課、高齢者福祉課、社会福祉課、西城市民病院、児童福祉課、市民生活課における令和2年度一般会計及び特別会計、庄原市国民健康保険病院事業会計の決算について審査いたしました。なお、重点審査事業として、学校適正規模・適正配置関連予算、放課後児童健全育成、JR利用促進事業、博物館・資料館等の充実の4項目を指定し、重点的に審査を行いました。それでは分科会の中で出された主な質疑、意見について、審査順に報告いたします。最初に、教育総務課です。重点審査事業の学校適正規模・適正配置関連予算では、川北小学校のスクールバスの大きさについて質疑があり、昨年、川北小へ通っていた児童は20人弱だが、指定校変更制度を使い、川北に住所がありながら庄原小へ通学していた児童が10人以上いる。今後の推計では40人弱となる年もあり、保護者から1台のバスで通学させたいとの要望もあったため、大型バスを整備したとの答弁がありました。また、新型コロナウイルスによる学校適正規模・適正配置基本計画への影響についての質疑では、コロナ禍で密になるから適正配置を変更するという観点は持ち合わせていないとの答弁がありました。次に、高等学校教育振興補助金の活用についての質疑では、昨年度、補助金を令和5年度まで3年間延長した。コロナの関係でオープンスクール等が本来の回数できなかった学校もあるが、学校からは、引き続き補助金を活用して生徒確保に取り組んでいきたいとの意見があるという答弁がありました。そのほか、学校給食調理業務の民間委託について、廃校施設の備品等の有効活用についてなどの質疑がありました。次に、教育指導課です。重点審査事業の学校適正規模・適正配置関連予算では、コロナ対策で事前交流が2学期からの実施だったとしても、執行率が24.4%であり、予算の計上はそこまで必要なかったのではないかと質疑に対し、事前交流の回数が減った上、全校でやる予定が学年別になり、移動用バスの大きさが変わったことなどが影響している。交流の中身は充実させ、現在、落ちついたスタートが切れていると思うとの答弁がありました。次に、家庭のネット環境についての質疑に対し、現在、ネット環境が整っていない家庭は全体の7%である。ネットが使えない家庭については、パソコン教室を活用した個別の支援も必要であるとの答

弁がありました。そのほか、特別支援教育の充実についてなどの質疑がありました。次に、生涯学習課です。重点審査事業の博物館・資料館等の充実では、口和郷土資料館の維持修繕の取り組みについての質疑があり、一昨年度にシロアリ駆除を行い、昨年度は雨漏りがあったため一部改修などの修繕を行った。大変古い建物のため、都市整備課と連携しているが、具体的な計画に至っておらず、計画策定は急がれる案件と受けとめているとの答弁がありました。次に、西城温水プールの利用者をふやす対策はあるかとの質疑に対し、スポーツ大使の金藤理絵さんによる水泳教室やベビースイミング、幼児スイミングなど、小さい子供を対象とした水泳教室などを検討し、実施している。コロナの状況も加味しながら実施していきたいとの答弁がありました。そのほか、放課後子供教室の見直しについて、人員配置についてなどの質疑がありました。そして最後に、説明だけで30分は優に超える事業量を生涯学習課一課で対応できるのかとの問いに対し、課は縮小し、人員も減ってきており、知識を持った職員も少なくなっているとの答弁があり、早急に課内体制整備に動く必要性を強く感じました。次に、保健医療課です。庄原こどもクリニックの経営状況についての質疑に対し、第1波から第2波にかけては相当な受診控えがあり、経営的には昨年を下回る状況であった。こどもクリニックについては、単年度というよりも、20年間の経営の委託をしており、将来に向かっての長期的な視点を持っており、医療体制維持支援として1,200万円の財政支援をしているとの答弁がありました。また、不妊治療の状況についての質疑に対し、これまでは体外受精による特定不妊治療が対象だったが、今年度から男性の不妊治療など、保険適用となる一般不妊治療についても助成している。不育症の治療も今年度からスタートするよう準備している。実績では、特定不妊治療についての申請は13件だが、一般不妊治療についてはまだないため、啓発を進めていきたいとの答弁がありました。そのほか、庄原市の無医地区や医療機関の減少について、コロナワクチンの接種率、職員体制についてなどの質疑がありました。次に、高齢者福祉課です。介護保険全般の会計的には黒字だが、保険料はかなり高くてサービスは使いにくいという印象を受けるとの意見があり、介護保険料について、介護給付費準備金を取り崩すなどの努力はしているが、庄原市は県内でも高い7万8,617円である。サービスについては地域包括支援センターや市内11カ所の老人介護支援センターに相談窓口があるので、周知に努めていきたいとの答弁がありました。また、シルバー会員が減少傾向にあり、高齢者の中でも若い世代への取り組みができていないのではないかと質疑に対し、定年延長や退職しても次のところへ就職されることがあり、シルバー会員になってもらいたいが、若い人が入ってこられない現状があると聞いているとの答弁がありました。そのほか、家族介護慰労金支給事業についてなどの質疑がありました。次に、社会福祉課です。指導監査について、文書による指摘だけでいいのかとの質疑に対し、法人監査については、実地指導の際、その場で指導をし、後に文書でも指導をするようにしており、改善されたかどうかは後ほど提出してもらっているため、しっかり指摘ができていると思っているとの答弁がありました。また、福祉活動を行う団体数について、令和6年に40団体以上とする目標は厳しいのではないかと質疑に対し、ボランティアセンターへ登録している団体数は、高齢化により減っている。特に令和元年度から2年度に極端に減少しているが、40団体を目標としたいとの答弁がありました。そのほか、プレミアム付商品券事業、民生委員児童委員の確保について、追悼式・平和祈念式典のあり方についてなどの質疑がありました。次に、西城市民病院です。コロナワクチン接種への対応についての質疑に対し、西城自治振興センターにて、平日は月曜日と木曜日に最大48人、8月は毎週日曜日に120人へのワクチン接種を行った。庄原地区や東城地区へも医師や看護師が応援に駆け

つけた。比和地区でも毎週水曜日に接種を行っているとの答弁がありました。備北メディカルネットワークによる医薬品の共同購入についての質疑に対し、三次地区医療センターが事務局を担い、三次中央病院や庄原赤十字病院、西城市民病院、三次地区医療センターで共通的な医薬品を取り上げてもらい、西城市民病院の単価と比較し、安価なものについては利用している。今は主に後発医薬品を利用しているので安くなる幅は大きくないが、令和2年度においては123万円の事業効果があったとの答弁がありました。また、西城温水プールをリハビリで活用する考えはないのかとの質疑に対し、持ち帰り、リハビリへ報告するとの答弁がありました。次に、児童福祉課です。重点審査事業の放課後児童健全育成では、放課後児童支援員の体制についての質疑に対し、放課後児童クラブは5法人に委託し展開している。各クラブに統括する支援員を1名配置しているが、児童がふえると全ての児童を把握することが難しいところもある。法人の枠を超えた人事交流も行いながら平均性を図り、情報共有をしてほしいという申し入れをしているとの答弁がありました。放課後児童支援員の雇用形態についての質疑では、短時間の業務に限られており、正規職員化は難しいところもあるが、安定的な職員の確保は継続的な検討事項と認識しているとの答弁がありました。また、保育所入所率についての質疑に対し、現状、基本的に入所率は100%だが、年度途中の入所について苦慮している。保育士1人当たりの児童数が決まっているため、保育士を確保するしか方法がないが、年度当初でも確保は難しい。保護者にもきょうだいで違う保育所への入所をお願いしており、解決策については難しいところがあるとの答弁がありました。そのほか、放課後児童クラブを利用する家庭の生活状況や課題を、利用者負担金の収納率を把握するなどの方法で認識した上で事業を展開する必要があるとの意見がありました。最後に、市民生活課です。重点審査事業のJR利用促進事業では、芸備線の増便やダイヤ改正は考えていないのかとの質疑に対し、JRへは事務レベルで増便やダイヤ変更についてお願いしているが、収支がとれない増便やダイヤ改正は難しいとの回答をもらっているとの答弁がありました。芸備線存続の取り組みについて、今までの取り組みの課題を整理する必要があるのではないのかとの質疑に対し、令和2年度、3年度と庄原市内の芸備線存続計画を立てて実施することとしていたが、コロナの影響があり実施できていない。これまでは庄原市内でどうやって利用を伸ばすかという視点がメインだったが、JRからの申し入れを受けて以降、他の市町とも連携した広域での利用の取り組みについて検討している。課題について整理し、何が必要か考えていきたいとの答弁がありました。そのほか、生活交通の問題点、個人番号カードの交付率についての質疑がありました。総括として、今回の決算審査で目立ったのは、職員の多忙化が日常的に非常に進んでいるということです。抜本的な施策展開で課題を解決することが難しく、奨励型補助金が非常にふえており、それに対応するため、職員がより多く、いろいろな仕事をしなければならない実態があります。新型コロナウイルス感染症の問題や3年前の西日本豪雨への対応もあり、そのような実態を認識した上での市政運営の必要性が強く感じられたことを申し添え、教育民生分科会主査報告といたします。

○五島誠委員長 次は、企画建設分科会主査から報告を求めます。桂藤和夫主査。

○桂藤和夫委員 ただいま委員長より報告を求められましたので、予算決算常任委員会企画建設分科会主査報告をさせていただきます。企画建設分科会では、9月6日から8日の3日間において、13の所管課における令和2年度決算の審査を行いました。それでは審査の状況について報告いたします。まず、水道課です。老朽管の更新と管路の耐震性について質疑があり、令和2年度では3.6キロメートルの更新を行った。耐震性のある管路は、総延長約544キロメートルのうち約170キロメートル、約

31%であるとの答弁がありました。更新計画への質疑に対して、更新計画では、更新対象の管路を特定しておらず、毎年度の予算内で古いものから順次更新しているとの答弁がありました。そのほか、県内の広域連携の進捗状況について質疑がありました。次に、下水道課です。財務諸表のバランスシートにおいて、流動資産が流動負債に対して少なく、経営が厳しいのではないかと質疑に対し、使用料で賄える部分が小さく、繰入金に頼らざるを得ない。管渠の老朽化に対応できる事業のあり方を一般会計側と検討したい。また、施設管理が賄える使用料のあり方についても定期的な見直しを行っていくとの答弁がありました。そのほか、長期総合計画における目標指標、浄化槽の申請状況について質疑がありました。次に、地籍用地課ですが、特筆すべき質疑はありませんでした。次に、建設課です。平成30年災害の復旧工事の進捗について質疑があり、他市からの協力業者の検討や、市内業者の地域間での協力をしてもらい、令和4年度での完成を目指しているとの答弁がありました。また、市道の草刈りについて、地元では実施が困難な地域も出てきているが、それらを今後、業者で実施できる状況にあるのかといった質疑に対して、自治振興区において他の地域の草刈りをさせていただくような仕組み等を検討する必要があるとの答弁がありました。そのほか、堆積土の撤去、交通安全施設整備について質疑がありました。次に、環境政策課です。外国人の増加に伴い、ごみの分別でトラブルがある。多言語対応した分別表の周知はどうなっているのかとの質疑に対し、トラブルになりやすいことは把握している。多言語対応したアプリケーションを用意しているので、普及するよう努力したいとの答弁がありました。また、コロナ禍で狂犬病予防の集団接種ができていない状況について質疑があり、動物病院に予防接種が集中し、密になった状況がある。今年度は集団接種を実施しているとの答弁がありました。そのほか、公害対策事業、東城クリーンセンター、不法投棄などについて質疑がありました。次に、都市整備課です。長期総合計画の目標指標である狭小住宅率は近年変化がない中、今後の取り組みを伺う質疑に対して、住宅の長寿命化計画に従い、今年度から順次、建てかえを実施していく。古いものから必要性を精査して建てかえ、狭小住宅率を減少させていくとの答弁がありました。また、空き家対策において、課題とされる所有者の問題意識に対して、どんな対策を実施したのかといった質疑に対して、相談があったものについて追跡調査、所有者調査をしている。危険なものには指導・助言を行い、解体についての補助制度を活用してもらうよう働きかけているとの答弁がありました。そのほか、都市公園の指定管理料、上野総合公園の授乳室整備、住宅リフォーム支援事業、公営住宅の入居率について質疑がありました。次に、企画課です。重点審査事業の友好都市交流の推進について、審査が集中いたしました。各分科員から出た質疑を集約しますと、綿陽市との交流事業は、予算・決算の審査で必ず議論になるが、何も変わらない。本気で関係を見直す時期ではないか。議会側から関係の継続を推奨する意見は出たことがないが、どう考えているのかといった質疑内容でございました。執行者からは、コロナ禍で30周年記念行事が実施できず、今後の予定も未定である。内部での議論・整理はできていないが、今後のあるべき姿は検討していかないといけないとの答弁がありました。分科員からは、民間交流へ重きを置くといった本市の方針を定め、相手方に伝え、行政間交流に区切りをつけてほしいとの強い意見がありました。そのほか、長期総合計画における目標指標の見直しについて質疑がありました。次に、自治定住課です。地域マネージャーの予算を増額した成果について質疑があり、地域マネージャーは年々ふえており、定住や地域特産品開発などで実績が出ている振興区がある。また、22の自治振興区に移住定住を担当する地域マネージャーを置くように推進を図っているとの答弁がありました。また、縁結び事業について、事業のあり方を検

討すると示された今後の対応について質疑があり、広島県や安芸高田市では婚活の事業を廃止している。国県の交付金も廃止されており、本市としては事業継続をしたいが、人口減少対策として、どういった事業で、どこまで続けていくのか苦慮しているといった答弁がありました。分科員からは、成婚の実績もあり、若い世代はこの事業に期待していると聞くので続けてほしいとの意見が出されました。そのほか、空き家バンク、若者定住率について質疑がありました。次に、いちばんづくり課です。比婆いざなみ街道物語の推進について、今後の地域振興策の検討のために総務省地域情報化アドバイザーによる研修を実施しているが、研修を生かした今後の取り組みは何かといった質疑があり、街道沿線の住民や事業者が望んでいることを把握し、それらを施策化していくとの答弁がありました。また、外国人グローバル人材確保・定着促進事業について、特定技能外国人の受け入れが困難であると企業からの声を聞くが、受け入れの実績はあるのかといった質疑に対して、実績はないが、市内在住の外国人や雇用企業にアンケートを実施しており、課題等の抽出はできているとの答弁がありました。分科員からは、人材不足の解消を図れば伸びる分野でもあるので、よく研究してほしいとの意見が出されました。そのほか、ドローンの実証実験、人口減少対策、第2期いちばんづくり計画について質疑がありました。次に、林業振興課です。重点審査事業の森林経営管理事業の推進、22世紀の庄原の森林づくりについて審査が集中いたしました。森林経営管理事業の課題にある、集約化の検討に進めなかった要因は何かといった質疑に対して、意向調査の結果を踏まえた今後の施業に結びつけるための整理ができていない。今年度以降、順次取りかかるとの答弁がありました。また、近年、若い方で独立した林業事業者がふえているが、これらの事業者が参画する仕組みづくりはどうかといった質疑に対して、森林経営管理法において、施業は県が認めた事業者のみとなっており、現在、起業された事業者で登録された事業者はいない。ただ、伐採から保育まで1業者が取り組むのではなく、複数の事業者が役割分担をして施業することも可能なので、今後、施業にかかわっていただくことは可能と考えているとの答弁がありました。そのほか、有害鳥獣防除事業の補助金、有害鳥獣処理施設の運営と実績について質疑がありました。次に、商工観光課です。重点審査事業の中心市街地にぎわい再生と庄原版DMO確立支援事業について審査が集中いたしました。中心市街地にぎわい再生については、予算に相当する効果があったのかといった質疑に対して、設立当初の趣旨からは若干差異があるかもしれないが、しっかり使用してもらっている。学生にもっと使用してもらうことが課題であるとの答弁がありました。分科員からは、不要な施設は整理することを視野におく必要があるとの意見が出されました。庄原版DMO確立支援事業については、目標指標に対して実績は半分程度である。支出に見合う実績を目指してもらいたいかどうかとの質疑に対して、昨年度はコロナの影響がある。実績は半分に見えるが、そうではないと判断している。基盤構築の時期だと考えており、将来的には収益で事業が実施できるよう努力してもらおうとの答弁がありました。そのほか、創業相談、ふるさと応援寄附金事業、企業立地促進助成金について質疑がありました。次に、農業振興課です。比婆牛について審査が集中いたしました。長期総合計画の目標指標である、あづま蔓頭数が360頭と横ばいで推移しており、5年後に600頭という目標についての所見を伺う質疑に対して、認定対象の繁殖牛が全体として減少傾向にある中で、岩田の血統を5%以上受け継ぐという条件が厳しいものとなっている。難しいが、目標指標として掲げ、増頭を進めていくとの答弁がありました。また、各地へ買われて行った比婆牛の子牛は、比婆牛として食肉になっているのか。地元で育った牛を比婆牛に認定すべきではないか。素牛の母方が比婆牛であれば、系統牛としての比婆牛の認定をしないかと絶える

と繁殖農家からの声があるといった質疑に対し、事業開始当初、血統ではなく、育った場所で認定する意見もあったが、対外的に要件を設けて実施するため、現在の要件となっている。繁殖農家は広島県の種雄牛にこだわらず、母牛を改良する考えを持っており、そこに意識の差がある。県の種雄牛の改良を進め、県の種雄牛を使って母牛の改良がされるよう取り組んでいくとの答弁がありました。そのほか、食農教育モデル事業、ブランド米について質疑がありました。最後に、農業委員会事務局ですが、特筆すべき質疑はありませんでした。まとめでございますけれども、今回の決算審査の総括としまして、各種補助金については、持続可能な財政運営プランによる一律の予算削減は、施策の目的にそぐわない状況も見てとれるため、プランによる補助金全体の目標のもと、施策目的に合わせた各補助金の増減や補正予算対応を望む意見があったことを申し添えます。また、中国綿陽市との行政間の交流については、これまで見直しを提言し続けてきた議会側の意向を尊重され、行政間交流は廃止し、民間交流に移行されることを強く望むことを再度申し添え、企画建設分科会の主査報告といたします。

○五島誠委員長　　以上で、各主査の報告を終わります。質疑に入る前に、申し合わせ事項の確認をいたします。配付しておりますレジュメの裏面に記載しておりますとおり、質疑は、主査報告で報告をされなかった案件、分科会で審査をされなかった案件に限定して行ってください。質疑は、自分の所属する分科会に関連するものは行わないでください。質疑の回数は、自分の所属しない分科会に対して各3回以内としてください。これより質疑に入ります。ただいまの主査報告について質疑があれば許します。質疑はありませんか。政野太委員。

○政野太委員　　教育民生分科会主査にお伺いいたします。学校教育環境の充実という項目の、地域とあゆむ学校づくり推進事業についての議論がされたかどうかという聞き方でよろしかったでしょうか。

○林高正委員　　もう少し詳しく聞いてくれないとわからない。

○政野太委員　　学校教育環境の充実の中の地域とあゆむ学校づくりの推進事業という中に、昨年から施行された学校運営協議会というものがございます。これについて成果・評価の中では、地域・保護者から出された意見や課題・改善策等を、学校の取り組みを反映することができたという成果・評価となっておりますけれども、これについてどのような課題があつて、どのような改善策をされたのかということについてお伺いしたいと思います。

○林高正委員　　メモを見る限りでは、話し合いというか、協議がなかったのではないかと私は感じているのですが、それ以上の答弁であれば、教育委員会にさせていただかないとわかりません。

○五島誠委員長　　政野委員、先ほど質疑について執行者の答弁を求めますか。

○政野太委員　　はい。

○東直美教育指導課長　　お答えいたします。分科会の中では、コミュニティースクール、新しくあった学校運営協議会等について、協議会の会議の内容等についてはどのようなことをされたのかという質問がありました。昨年度、2校に運営協議会を設置しておりますけれども、会議は規則に基づいて、コロナ禍ではありましたが、年3回実施をしたと。地域活動に積極的に関わっておられる委員を選出しておりましたので、学校教育活動に大変協力的な部分で活動していただいていると。学校運営、それから総合的な学習の時間等についての活動に対しての助言、あるいは人的な支援ということをしていただいていると学校からは聞いているという回答をその場ではしているところです。

○政野太委員　　この学校運営協議会、私の認識の中では、地域の代表の方を選出して、委員として会議

が行われる。さらにそういった課題や改善策等に取り組んだと言われることについては、やはり地域にこれを返さない、全くこの委員会の機能を果たさないのではないかと思うのですけれども、その辺については何か方法をとられておりますでしょうか。例えば、せめてホームページ等でそのことについて記載をしているとか、そういったことが行われておりますでしょうか。

○東直美教育指導課長 教育委員会として、そのことをホームページ等に掲載するということは現在しておりません。2年間、2校に設置をして検証するとしておりますので、今後、2年間の活動がどうであったかという成果・課題等についてはしっかり検証していくこととしております。学校からこのような協議会を行った、ここではこういう会議の中身であったということは、教育委員会に報告を求めたり、また、学校から学校だより等で発信をしてということは行っているというところですので、しっかりと成果・課題の検証も進めていきたいと思っております。

○政野太委員 最後ですけれども、2年間の検証ということでありまして、例えば、県立学校におかれましては、検証ではありませんけれども、設置されてから会議が行われて、多少タイムロスがありますけれども、その会議の議事録、あるいはそういう対応は公表されております。ぜひとも庄原市も、もう設置をされているわけですから、令和2年度の成果、せめてそれは早めに公表していただきたいと思っております。申し伝えておきます。

○東直美教育指導課長 検討して、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○五島誠委員長 他に質疑はありませんか。坂本義明委員。

○坂本義明委員 聞き逃したかもわかりませんが、総務分科会主査にお願いしたいのですが、消防団の組織の関係を、大変今人員がそろわないという問題があります。ここには処遇改善等で検討するとしておられますが、もう一度、組織自体を再検討する時期にきているのではないかと思うのですが、このことについての話し合いとか質問とかはありましたか。

○赤木忠徳委員 非常備消防事業ですが、定数1,765名に対して、現在の団員数は1,581名、89.6%の団員であるという報告を受けましたが、今後の団員の組織編成についての検討や質疑等もございました。

○五島誠委員長 坂本委員、執行者から答弁を求めますか。

○坂本義明委員 お願いします。

○島田虎往危機管理課長 御質問にお答えします。消防団につきましては、消防団の中でもいろいろ議論をさせてもらう中で、消防団員の条例定数、平成25年度から現在の消防団員の条例定数へ変更しているという中で、消防団員が条例定数を割っているという中でいきますと、10年をめぐりに条例定数等の見直しも行っていこうということで、現在、消防団でも議論いただいているという状況にありますので、今後、それらを踏まえる中で、組織のあり方、各分団、また、部・班の構成員、これらの見直しも含めてやる中で、条例定数等の見直しへ結びつけていきたいということで、今、議論をしているところでございます。

○坂本義明委員 定数の問題もさることながら、小型ポンプ等の施設も大変重要なことだと思うのですが、この施設の充実については今どのような状態でありますか。今後、どのように考えるかということもお伺いしたいと思います。

○島田虎往危機管理課長 御質問にお答えします。消防団の施設につきましては、消防団の御意見を伺う中で、必要な備品等については年次計画的に整備いたしております。現在でありますと、雨がっぱ

を3年かけて消防団へ配備していくという取り組みを行っております。また、それぞれ現在配備しております消防積載車、また、消防小型ポンプ、これらにつきましても、耐用年数、更新年数を定める中で、計画的に新しいものへ更新し、消防団活動等へ支障が生じないように取り組みを行っているところでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。これより議題の各会計決算について採決を行います。まず、議案第132号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第132号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第133号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第133号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第134号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第134号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第135号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第135号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第136号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成16人、反対2人。以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第136号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第137号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第137号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第138号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してくだ

さい。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 138 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 139 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 16 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第 139 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 140 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 140 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 141 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 141 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 142 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 142 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 143 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 143 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 144 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 144 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 145 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上の

とおり賛成全員であります。よって、議案第 145 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 146 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 146 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 147 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 147 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。ここで申し上げます。議案第 132 号、令和 2 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定に対しまして、宇江田豊彦委員から附帯決議案が提出されております。ただいまから附帯決議案を配付させますので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 39 分 休 憩

午前 11 時 41 分 再 開

○五島誠委員長 再開します。この際、提出者から説明を求めます。宇江田豊彦委員。

○宇江田豊彦委員 附帯決議の提案をさせていただきます。分科会でも議論をいただきまして、委員の皆さんからは御同意をいただいております。議案第 132 号、令和 2 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議。庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画については、第 1 グループから第 3 グループまでを年次計画により進めている。対象校のうち、第 1 グループにおいては 4 校が令和 3 年 4 月より統廃合をされ、現在、第 2 グループ以後の取り組みが進められようとしている。これまで教育民生常任委員会は、本計画について閉会中の継続調査項目として調査研究を進めており、令和 2 年 3 月の中間報告において、「教育委員会は、教育民生常任委員会で出された意見などを踏まえ、保護者・地域関係者の声に耳を傾け、十分協議されるよう強く求める」と提言している。現在、本計画の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、対象地域の関係者との協議ができていない状況を加味しても、市民合意を得る取り組みが不十分であると言わざるを得ない。よって、議案第 132 号、令和 2 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定にあたり、次の事項について十分留意し、適切な措置を講じるよう強く求める。記、今後、本計画に取り組むにあたり、対象地域の関係者の意見をより丁寧に集約することにより、実施時期や統合の是非の判断を適切に行うこと。令和 3 年 9 月 28 日、庄原市議会予算決算常任委員会ということで提案させていただきたいと思ます。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。附帯決議案について質疑があれば許します。質疑はありませんか。堀井秀昭委員。

○堀井秀昭委員 この決議案については、当然、このように行われるべきだろうということですから、

特に質疑があるわけではないのですが、議会の運営上、既に議案第132号については採決が行われている。その後、この附帯決議をつけて、もう1回採決するということですか。そここのところの判断をお聞きしたい。

○五島誠委員長 基本的には附帯決議案ですので、あくまでも採決を行った後に行うということになっておりますので、こうした流れになっております。

○堀井秀昭委員 少し疑義があるような気がするのですが。附帯決議の申し入れがあるのなら、本会議での採決の前に、個人として附帯決議案を提出されるほうが適切ではないかという感じがしますけれども、そこら辺の判断は、委員長としては、ここでこの附帯決議を採決して本会議へ付すということについて、何の疑義もないということですか。

○五島誠委員長 基本的には委員長としてはそのように取り扱うと思っております。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。これより議案第132号、令和2年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議案について採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第132号、令和2年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議案は原案のとおり可決されました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。宇江田豊彦委員。

○宇江田豊彦委員 先ほど附帯決議案を委員会として可決いただきました。どうもありがとうございました。しかし、議会の意思として執行者に送付するには、本会議において可決される必要があります。これはあくまで委員会で決した附帯決議でございます。そうすると、本会議においてこの附帯決議を提案し、執行者へ送付する必要があると私は考えておりますので、委員会として委員長が本会議で提案いただくことをお願いしたいと思いますが、それについてお諮りいただきたいと思います。

○五島誠委員長 先ほど宇江田委員より、附帯決議案について、本会議に当たっては、委員長より提出をしろという意見でございましたけれども、こちらについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。堀井秀昭委員。

○堀井秀昭委員 再度確認をしておきたいと思っております。附帯決議案の内容が、現時点における各議員が反対すべき事項ではない附帯決議案ということでスムーズにいきましたが、既に採決が済んだ議案について、後から附帯決議案が出される。この附帯決議案自体がその内容に反する、意思に反する附帯決議案であった場合、附帯決議を否決すればそれでいいというように理解してよろしいのですか。

○五島誠委員長 基本的に議決された法令あるいは条例、あるいは予算案に関して、その施行について意見・希望などを表明するのが附帯決議でございますので、こちらについては法的な根拠というのは

ございませんけれども、議会としての意見を、あくまでこの決算認定に当たって意見をつけさせていただく。それを決議するという内容でございますので、そのように理解していただければと思います。

○堀井秀昭委員　重ねてお願いをしておきたいと思います。今後、さまざまな決議が行われる前に附帯決議を必要とする方がいらっしやるとすれば、それは各議案の採決が行われる前に議員へ提案・提出していただいて、それを踏まえた上での採決という方法をとられるのが適切ではないかと感じますので、今後は検討されるようよろしく願いしておきます。

○五島誠委員長　谷口隆明委員。

○谷口隆明委員　ただいまの附帯決議について議論になっておりますが、附帯決議というのはあくまで採決を前提に出すものでありまして、当然、全ての議案に対して賛成であるけれども、こういう附帯決議をつけるということで、これまでも庄原市議会は、附帯決議をつける場合は今のようなやり方をやってきたと思いますので、私は問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

○五島誠委員長　先ほどの附帯決議の委員会での取り扱いに対する決議案の表明の仕方ということで御意見をお二方からいただきましたけれども、こちらについては、基本的には先ほど谷口委員がおっしゃられたように、これまでも今回のような形でさせていただいております。よって、今後このように取り扱ってまいりたいと考えますけれども、ただし、こういった意見があるという情報共有については委員会の中でしっかりとさせていただくように検討していきたいと思います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これをもって予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前11時52分　散　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長